

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パナマ	パナマ国営ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の交換公文	パナマ国営ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	41,900千円 H21.3.31まで	H20. 6.30 パナマで (同日)	日本側 三沢真在 使 三沢真在 パナマ側 サムエル・ルイス・ナバロ第一副大統領 兼外務大臣	H20. 7.15 410号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。